

「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書

災害列島日本と言われるように、近年は地震に津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害が多発している。また近い将来に発生すると予測される南海トラフ地震や首都直下型地震、東南海・南海地震などにも備えなければならない。もし最悪このような大災害が発生した場合、被災者の支えとなり復旧・復興活動に欠かせないのがボランティアの活動なのである。

大災害が発生すれば被災地では直ぐに家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理などが始まり、最近では発災直後からボランティアを求められるケースが多くなっている。

東日本大震災の被災地に入ったボランティア数は、阪神・淡路大震災の同期間に比べて約40万人少ないと言われているが(全国社会福祉協議会と兵庫県発表の統計を比較)、その最大の要因は被災地までの交通費、宿泊費が嵩むということで「行きたい気持ち」はあるけれど「行けない」のである。「自己完結」をモットーとするボランティアに対して各公共交通機関やホテル・旅館などに交通費や宿泊費を割り引く制度がない。

地震や津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害発生時に、ボランティアに対して各公共交通機関やホテル・旅館などに交通費や宿泊費を割り引く災害ボランティア割引制度を制定することを強く要望するもの。

なお、制度設計にあたっては、ボランティア団体等と協議の上、不正使用の防止・被災自治体等の負担軽減を図ることも要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 9月14日

宮城県東松島市議会議長 滝 健 一

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
国土交通大臣 太田 昭宏 様
経済産業大臣 宮沢 洋一 様